

遊 漁 案 内

※漁場へ入る前に必ず遊漁証の交付を受けて下さい。

遊漁を希望される方は組合で定めた下記遊漁料金を納付し、遊漁証をお受け取りください。

遊漁料金

年 額（要写真）	日 額
雑魚釣・・・4,000円	雑魚釣・・・1,500円
あゆ釣・・・9,000円	あゆ釣・・・2,000円
㊤雑魚釣・・・2,000円	
㊤あゆ釣・・・4,000円	
㊦雑魚釣・・・2,000円	㊦雑魚釣・・・750円
㊦あゆ釣・・・4,000円	㊦あゆ釣・・・1,000円
現場加算料 あゆ・・・2,000円 雑魚・・・1,500円	
幼児及び小学生・中学生は 全魚種無料	

網漁・夜川3級の鑑札は、組合員のみ。一般遊漁者は受けることができません。

㊤とは75才以上の方。年釣証のみ減免となります。

㊦とは心身障がい者の方。

㊦の遊漁証発行については事務所へ(電話0581-55-3121)

㊤・㊦を受けられる方は証明書の写しを必ずご持参下さい。

平成29年1月より18才以下無料。

平成29年1月より女性の方。年釣証のみ㊤減免となります。

あゆを釣る時は鮎券を、雑魚を釣る時は雑魚券の遊漁証が、別々に必要ですので、注意して下さい。

遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（餌釣、友釣、ヤス・引っ掛け、ガリ、毛針釣、ルアー釣、フライ釣をいう。）に限るものとする。

遊漁できる時間は日の出から日没までとする。

遊漁中の注意事項

遊漁する時は、必ず遊漁証を見やすいところに着用して下さい。

年券腕章の携帯は顔写真の見えるように装着して下さい。

漁場監視員の要求があった時は必ず提示して下さい。

不携帯の場合は加算料を含めた日釣り料金を頂くことになりますのでご注意下さい。

遊漁証は万一紛失されても再交付はしません。

遊漁証は名義人以外に使用することは出来ません。

遊漁期間

あ ゆ	5月11日から12月31日迄の期間内で組合が定めて公表する期間
あ ま ご	2月1日以降で、組合が定めて公表する日から9月15日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで
おいかわ	同 上
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
あじめどじょう	組合が定めて公表する期間

漁具・漁法の制限

毛バリ ドブ釣り	8月16日から12月31日まで（平成28年より）
ヤス 引っ掛け	8月16日から12月31日まで
ガリ (タテガリのみ)	9月15日正午から12月31日まで
ヤス・ガリ 引っ掛け	釣糸は1.5号以下、ハリは9分以下。リールの使用は禁止。
友 釣	リールの使用は禁止。

釣り専用漁場

武儀川 支流神崎川 谷合の落合橋 上流300m下流100mの間	各解禁日より 9月15日正午まで	餌 釣 友 釣 毛針釣 ルアー釣 フライ釣
武儀川 支流神崎川 片原の片原キャン プ場つり橋より瀬見橋下流250mまでの間		
武儀川 徳永の徳永堰堤より 下流へ260mの間		
武儀川 佐野の佐野橋上流50m地点より あみかけおおはし下流100mまでの間		
武儀川 富永の富永橋下流50m地点より 下流へ200mの間		
武儀川 岩佐の美山大橋より 下流へ300mの間		

禁止区域

武儀川 徳永堰堤上流から 下流60mまでの区域	1月1日から12月31日まで	うぐい・おいかわ あじめどじょう
柿野川 西洞谷と東洞谷 合流点から西洞谷 上流200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	同 上

遊漁規則

「全長制限」

漁業組合では、水産動植物の繁殖保護と快適な漁場を提供するため、県知事の許可を受け漁業調整上必要な制限をしています。

次のさかなのサイズ以下のものをとることは、禁止されています。

魚 種	全 長
あ ま ご	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
う ぐ い	10センチメートル

※魚の卵を採ることも禁止されています。

「漁具・漁法の制限及び禁止」

次に掲げる漁具・漁法は漁業調整規則で全面禁止されています。

- ・水中に「電流」を通じてする漁法
- ・ガラスビン、おせぶせを用いてする漁法
- ・水中銃を用いてする漁法
- ・瀬干（川干し、替取り、江替えを含む）漁法

※注意 違反者は違反の程度に応じて、罰金又は懲役に処せられます。

◎15cm以下のあまごを採捕した場合、一匹につき500円の違反金を徴収します。

釣り人のマナーについて

- ・遊漁者は遊漁に際し、相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為はやめましょう。
- ・釣りの仕掛や弁当がら、空き缶などのゴミは自分で持ち帰りましょう。
- ・車の駐車場所は、地元の人の生活や仕事に迷惑がかからないよう駐車しましょう。
- ・組合は違反行為が合った場合、直ちに遊漁の中止、遊漁の拒否を提言します。この場合遊漁料の払戻しは行いません。

釣りに関する情報がありましたら、漁業組合までお知らせ下さい。

岐阜県山県市谷合1358-1

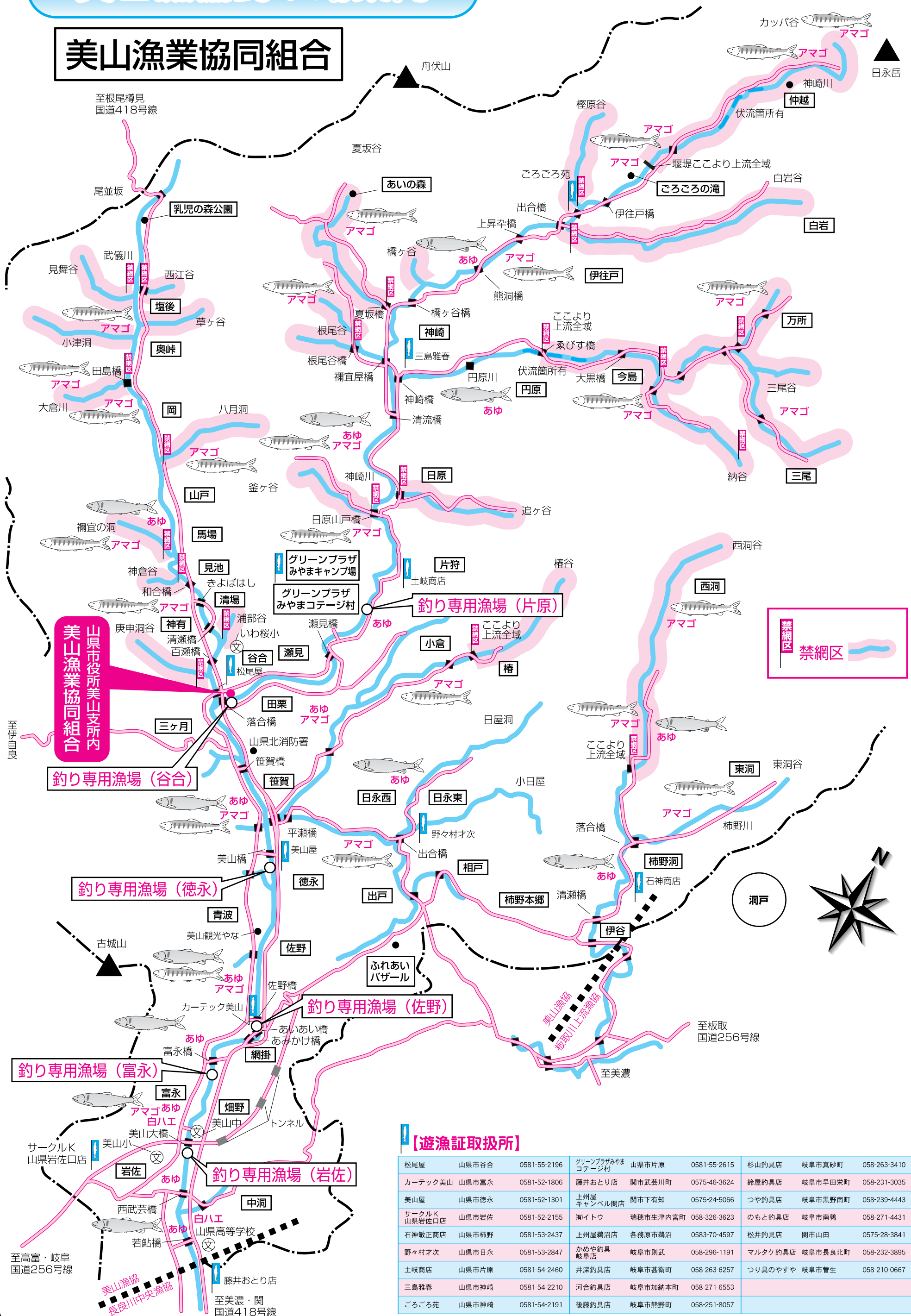
美山漁業協同組合

でんわ 0581-55-3121

ファクス 0581-55-3151

ホームページ <http://www.gyokyou.server-shared.com/>

美山漁業協同組合



車上ねらいにご注意、貴重品は必ず身につけ車の中に置かないようにしましょう。